

## 岐阜市保育所等における災害時対応ガイドライン

### 1 目的

岐阜市内の保育所・私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所（以下、「保育所等」という。）において、地震、台風、集中豪雨等の自然災害が発生した場合や自然災害の発生が予測される場合（以下、「災害時」という。）等、平常時の保育を継続できない状況において、児童や保護者、職員の生命と安全を守るため、迅速かつ適切に判断・行動ができるよう、災害への備えや保育所等の開所・臨時休園の判断基準など、災害時の基本的な対応についてガイドラインを定める。

なお、本ガイドラインは基本的な対応の方向性を示すものであり、災害の規模や施設の立地条件等によって被害状況も異なることから、保育所等において、それぞれの状況に応じた地震防災マニュアル・避難確保計画（洪水時・土砂災害時等）を作成し、職員間で共有することを基本とする。

### 2 対象

保育所・私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所

### 3 基本的な対応方針

保育所等は、保護者が就労などにより家庭で保育できない児童を保育することを目的とする施設であることから、各種警報の発令により自動的に休園の措置とはならず、原則として開所となる。

また、災害発生状況下において社会的要請が強い医療関係者や災害対策・災害復旧等に関する業務に従事する保護者の児童については保育の提供を確保する必要性が高いため、保育所等において事前に対象者を把握し、保護者と協議し災害時の対応についての認識を共有すること。

### 4 災害への備え

災害時の対応は、職員一人ひとりが、自分の果たすべき役割を認識し、いかに迅速かつ適切に判断や対応ができるかが重要となる。いつ災害が起きても慌てず、組織として対応できる体制を整備しておくこと。

さらに災害発生時に児童の安全を確保するため、各種災害を想定した訓練を計画的に実施すること。

また、保育所等において、それぞれの人数等規模に応じた災害用備蓄物資を備えるよう努めること。

### 5 臨時休園の判断基準

#### (1) 風水害の場合

	開園前	保育時間中
特別警報発表（大雨・暴風・暴風雪・大雪）	臨時休園とする。	特別警報発表後は臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。 ただし、児童全員の引き渡しが完了するまでは保育を継続する。
岐阜市より警戒レベル3（高齢者等避難）以上発令 ※気象庁が発表する警報等の「警戒レベル3相当」は含まない	該当地域に所在する保育所等は臨時休園とする。	避難情報発令後は臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。 ただし、児童全員の引き渡しが完了するまでは保育を継続する。

※お迎えを依頼する際などは、園の周辺がどのような状況なのかも含めて情報発信を行うこと。

## (2) 地震の場合

	開園前	保育時間中
市内で震度5弱以上の地震発生を公表したとき	保育開始前に地震が発生した場合は、当日は臨時休園とする。 保育終了後に地震が発生した場合は、翌日は臨時休園とする。	臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。 ただし、児童全員の引き渡し完了するまでは、施設内の安全が確保できる場所で保育を継続する。 ただし、状況に応じあらかじめ保護者に伝えてある避難所等へ避難する。

※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは同様の対応とする

## (3) 計画運休等の場合

	開園前	保育時間中
JR、名鉄電車及び岐阜バスが運休（計画運休を含む）	災害などを起因として運休となった場合や始発から計画運休が予定されている場合でも、職員体制が確保できる場合は臨時休園としない。	保育を継続する。

※計画運休に該当する公共交通機関を利用する保護者に対し、計画運休となった場合のお迎え実施者の確保を依頼すること又は登園自粛のお願いをすることは妨げない。ただし、平常時から計画運休に伴う登園自粛の可能性等災害時の対応について、保護者と合意形成を図っておくこと。

## 6 保育再開の基準

臨時休園した場合は、次の基準に基づき速やかに保育を再開すること。

風水害の場合	避難情報や特別警報が解除され、施設及び施設周辺の安全確認、ライフラインの状況（電気、水道、ガス、通信、交通等）確認、職員体制の確保ができ次第、速やかに開園する。
地震の場合	施設及び施設周辺の安全確認、ライフラインの状況（電気、水道、ガス、通信、交通等）確認、職員体制の確保ができ次第、速やかに開園する。

## 7 児童の引き渡しについて

保護者にお迎えを依頼した場合であっても、帰宅途中に被害にあうおそれがあるなど危険が予測される場合は、保護者も保育所等に待機する、または保護者とともに避難所等へ避難するなど状況に応じて判断すること。

## 8 保護者との連携

児童を安全に保護者に引き渡すためには、保護者の理解と協力が必要不可欠である。そのため、保護者への連絡手段（メールの一斉配信や保育補助システムの活用等）を決め、事前に周知しておくとともに、避難場所や避難経路、引き渡しルールなど、災害時に保育所等が行う各種対応について保護者へ丁寧に継続した周知を図り、理解を得られるよう努めること。

## 9 市への報告

災害発生時の被災状況について、人的被害や建物被害等を市へ報告すること。ただし、市へ連絡がとれない場合であっても、保育所等において随時情報収集に努め、適切に状況把握を行うこと。